



平成27年5月26日
国土交通省

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)について

本日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)が全面施行され、同法第14条第14項に基づき、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針(「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン))について定めましたので、お知らせします。

(1) 経緯

平成26年

11月19日 空家等対策の推進に関する特別措置法成立
11月27日 同法公布

平成27年

2月26日 同法一部施行
(第9条第2項～第5項及び第14条・第16条を除く)
同日 基本指針の決定
5月26日 同法全面施行
(第9条第2項～第5項及び第14条・第16条のみ)
同日 ガイドラインの決定

(2) ガイドラインの概要

別添概要を参照。

問い合わせ先

住宅局住宅総合整備課住環境整備室 細萱、山口、中本

電話:03-5253-8111(内線:39-394)

FAX:03-5253-1628